

## 広告掲載取扱要領

「京都市図書館ホームページ」トップページへのバナー広告掲載について、次のとおり実施することとし、広告を取り扱う事業者等を募集します。

広告媒体	ホームページの名称	京都市図書館ホームページトップページ
	ホームページアドレス	https://www2.kyotocitylib.jp/
	ホームページの内容	京都市図書館からの情報を掲載しています。
	アクセス数	月間アクセス件数約227,094件（平成29年4月から平成30年3月までの平均。このデータは参考であり、毎月のアクセス件数を保証するものではありません。）
広告の規格	広告掲載位置	トップページの下部 ※詳細な掲載位置については指定できません。
	広告の規格	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 縦60ピクセル×横180ピクセル</li> <li>・ ファイル形式はGIF（アニメ不可、透過型不可）又はJPEG</li> <li>・ データ容量は、1バナーにつき20キロバイト以内</li> </ul>
	枠数	16枠（1段4枠の4段。1枠から応募いただけます。）
	その他の仕様	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ バナーから広告主ホームページへは直リンク可能とします。</li> <li>・ ALT属性は自由に設定することができます。</li> <li>・ 解像度については、適正な処理を行い、鮮明に見えるよう配慮してください。</li> <li>・ 「京都市ホームページ作成ガイドライン」に則り、ユーザビリティ（使いやすさ）アクセシビリティ（利用のしやすさ）に配慮してください。</li> <li>・ 利用者が図書館HPのコンテンツの一部であると混同しない表現としてください。</li> <li>・ バナー・ファイルは申込者が作成してください。</li> </ul>
掲載条件	広告料金（税込）	1枠当たり月額5,000円 ※年間掲載のお申込みをいただいた場合は、 年額50,000円/枠とさせていただきます。
	広告料金の支払方法	広告料は契約全期分を一括前納とし、指定された期日までに京都市指定の納付書により納付してください。
	広告掲載期間	平成31年4月1日から平成32年3月31日まで ※上記期間中、原則として、各月の初日から1箇月を単位とする任意の期間を指定できます。
	広告原稿の入稿期限	掲載開始日の7開館日前
	広告原稿の入稿方法	広告画像は契約者において作成し、完全データで入稿してください。
基 掲 準 載	関係規定 （必ずお読みください）	京都市広告事業実施要綱 京都市広告掲載基準

	広告媒体の目的、性質等に応じ定める個別の広告掲載基準	なし
申込手続等	申込資格	<p>広告主又は広告代理店等とします。</p> <p>その他の申込資格等の詳細については、京都市広告事業のホームページ「申込手続き等について」  (<a href="http://www.city.kyoto.lg.jp/gyoza/page/0000124940.html">http://www.city.kyoto.lg.jp/gyoza/page/0000124940.html</a>)を確認してください。</p>
	申込方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 所定の広告掲載申込書に必要事項を記載のうえ、以下の申込先へ持参、FAX又は郵送により提出してください。(FAX、郵送の場合は申込期間必着とします。)</li> <li>・ なお、京都市競争入札参加資格のない方については、原則として必要書類を広告掲載申込書と併せて提出してください。詳細は、京都市広告事業のホームページ「申込手続き等について」を確認してください。</li> </ul>
	申込期間	<p>平成31年3月1日(金)以降、随時受け付けます。</p> <p>書類の受け付けは、以下に掲げる日を除き、午前9時から午後5時(正午から午後1時までを除く)まで行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 火曜日(火曜日が祝日の場合は、その日後最初の平日)</li> <li>・ 日曜日</li> <li>・ 祝日(当該祝日が土曜日の場合を除く)</li> <li>・ 1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで</li> </ul>
	広告掲載者の決定方法	<p>京都市広告事業実施要綱等の関係規定に基づき審査を行ったうえ、先着順で決定します。</p>
その他	その他の留意事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 広告掲載に当たっては、関係規定、関係法令等を遵守してください。</li> <li>・ 広告取扱事業者(広告主又は広告代理店等)とは、別途、広告掲載契約を締結します。広告掲載に関する契約条件については、京都市広告事業のホームページ「申込手続き等について」を参照してください。</li> <li>・ 契約締結後、本市から広告料の請求を受けた日から30日以内に、広告料を一括納付してください。(分割不可)</li> <li>・ 広告データについては、事前に審査を行います(内容により修正等をお願いする場合があります)。また、バナーのリンク先として表示されるページも審査対象とします。</li> <li>・ 広告内容等が、広告の規格等から逸脱している場合は、広告内容等を変更してください。変更に応じない場合は、広告を取り消すことがあります。</li> <li>・ 同一内容の広告を、同一期間に複数掲載しないようにしてください。</li> <li>・ 申出により、掲載期間中のバナー広告の差替えが可能です。(差替えを行う場合は新しいデータを用意してください。)</li> <li>・ 掲載中の広告の取り下げは、書面にて受け付けます。ただし、広告料は原則として返還しません。</li> <li>・ 契約期間中に広告掲載者側の都合により広告を掲載しない期間が発生した場合でも、期間中の広告掲載料は返還しません。</li> <li>・ メンテナンス等により、ホームページを閉鎖している期間も広告掲載期間に含めます。</li> <li>・ 広告の内容等に関する責任は、広告取扱事業者が負うものとし、万一、紛争等があった場合には、広告取扱事業者の責任及び負担において解決してください。</li> </ul>
	お申込み・お問い合わせ先	<p>京都市教育委員会事務局生涯学習部施設運営担当  (担当：丸山・富原)  〒604-8401  京都市中京区聚楽廻松下町9-2  電話番号 075-801-8822  FAX番号 075-801-8842</p>